

No.	該当資料	該当頁	該当項目	質問	回答
1	経理処理(積算)ガイドライン	P.9	(3)1)外部人材に係る人件費⑤	ビジネス展開における準備サポートを業務委託している現地コンサルタントを外部人材とすることは可能か。	当該現地コンサルタントと提案法人との現行「業務委託」の内容、提案事業のJICAとの契約履行段階における当該コンサルタントの活動内容、契約終了後のビジネス展開段階における当該コンサルタントの関与予定等によっては、経理処理(積算)ガイドラインP.9 外部人材適格要件中の①あるいは⑤あるいはその両者に適合しない可能性があり、その場合は、外部人材とはなりません。上述の内容や予定、また、それらを前提としての外部人材適否については、契約交渉過程で確認することとなります。
2	様式3企画書	P.3	1.(1)普及対象とする技術	保有する技術は、ハードの製品ではなく、複数の周辺製品を連携するようなシステムやマネジメントである場合、企画書の普及対象とする技術には何を記載すべきか。	システムやマネジメント等を含む、提案法人の有する技術や機能をご記載ください。
3	様式3企画書	P.3	1.(1)普及対象とする技術	対象国において、導入実績がなく、また競合が存在しない場合、「競合技術との比較」には何を記載すべきか。	対象国に実績がない場合は、日本国内またはその他の国等においての実績を記載下さい。直接の競合がない場合は、当該課題について、代替として導入されている製品・解決策等がありましたら、その旨を「競合選定理由」に記載の上、同代替との比較をご記載ください。
4	募集要項	P.13	第4.1.本事業対象国	複数国にまたがる提案も可能か。	今回公示と共に公開した「FAQ(よくあるご質問と回答)」のNo.36にも記載ある通り、可能です。但し、複数国を対象とするに足る事業実施体制や、各国実施機関との事前調整等が行われているかを確認させていただきます。また、事前に、各々の国における意向確認が必要になり、事業開始に時間を要する可能性もありますので、ご留意下さい。
5	経理処理(積算)ガイドライン	P.6	4.(1)費目	機材を現地へ輸出する際、現地におけるJIS(日本工業規格)に準ずる認証を取得する必要がある場合、サンプルや認証取得に係る費用の計上は可能か。	サンプル経費は、機材費として計上可能です。一方、認証取得経費は、管理費にて対応下さい。
6	経理処理(積算)ガイドライン	P.6	4.(1)費目	現地の工事会社に機材の据え付けを委託した場合、現地の自社関係会社経由で当該費用の支払いを行う事は可能か。また、この場合、当該関係会社に相応分の手数料を支払う事は可能か。	『民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 精算ガイドライン』(2017年10月)P.11記載のとおり、経費の支払いは受注者が行ない、受注者を宛名とする領収書入手することを原則とします。明らかにやむを得ないと認められる何らかの事情により、JICAとの事前協議を経て、上記原則に反して他者経由で支払いを行なう場合においても、その他者に支払った手数料は計上対象外となります。
7	—	—	—	精算の際に参照すべき「精算ガイドライン」はどこで確認可能か。	『民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業精算ガイドライン』(2017年10月)は、以下のJICAウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認ください。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/priv_partner/seisan.html
8	様式3企画書	P.3、4	1.(1)ア普及対象とする技術	競合技術との比較表(日本国内及び普及対象国内ともに)について、競合他社が3社に満たない場合は、該当しない列を削除して良いか。	削除いただいて結構です。
9	様式3企画書	P.3、4	1.(1)ア普及対象とする技術	競合技術との比較表のページのみ、レイアウトを横にしても良いか。	縦レイアウトで読み難くなる場合は、該当ページのみ、レイアウトを横にして作成いただいて問題ありません。
10	様式3企画書	P.3、4	1.(1)ア普及対象とする技術	競合技術との比較表において、文字の大きさは10.5ポイント未満でも良いか。	簡潔にご説明いただくことを前提に、やむを得ず文字数が多くなり見辛い場合は、文字の大きさは10.5ポイント未満でも結構ですが、少なくとも9ポイント以上としてください。
11	経費処理(積算)ガイドライン	P.16	①-1 機材の所有権	本事業実施後、機材等は原則として相手国政府関係機関に譲与されるとあるが、譲与の目的と背景はどのようなものか。	提案法人がJICAとの契約に基づき購入する機材は、JICAから委託を受けた調査のための機材と位置付けられ、所有権はJICAが有しております。これら機材については、本事業終了後に相手国政府関係機関において活用されることを前提として、譲与することを原則としています。『民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 経理処理(積算)ガイドライン』(2018年4月)P.16をご参照ください。
12	経費処理(積算)ガイドライン	P.16	①-1 機材の所有権	ノートPCに搭載した自社開発ソフトウェアを対象国に紹介する場合、ソフトウェアの知的財産権を自社に留保する観点から、ソフトウェアを搭載したノートPCは相手国政府機関に譲与しなくても良いか。また、ソフトウェアを削除したノートPCであれば相手国への譲与が可能だが、当該方法は本事業の趣旨に即しているか。	当該ノートPCが貴社所有機材(機材費として購入経費を計上しない)であれば、そのPCは譲与対象とはなりません。なお、利用許諾範囲の設定等自社開発ソフトウェアの保護については、貴社にてあらかじめ方針を定めた上で、企画書に記載ください。
13	経理処理(積算)ガイドライン	P.17	4.(3)2)②-1 ①-1 機材の所有権「算定式」	『中小企業海外展開支援事業 経理処理(積算)ガイドライン』(2018年4月)P.17に記載の「損料の算定式」に基づき、JICAとの業務委託契約の費用として計上したソフトウェアを現地に残留して、JICAとの契約履行期間を過ぎて引き続き相手国政府関係機関が使用可能とする場合、本事業における計上対象期間は、「JICAとの契約に基づき製品を業務の用に供する日数」との認識で良いか。	ご質問あったソフトウェアについては、前提として、相手国政府関係機関への譲与が困難な場合等に当たるため、「損料の算定式」を適用しています。言い換えると、当該ソフトウェアを現地に残留して、JICAとの契約履行期間を過ぎて引き続き相手国政府関係機関が使用可能とする場合を想定していません。よって、本事業における計上対象期間は、「JICAとの契約に基づき製品を業務の用に供する日数」となります。一方で、『中小企業海外展開支援事業 経理処理(積算)ガイドライン』(2018年4月)P.17~18に記載の「機材製造・購入費における利益排除」に基づいた場合は、原則として譲与することになります。ただし、ソフトウェアの性質に鑑み、提案法人として、JICAとの契約履行期間を過ぎた後のソフトウェアライセンスの内容を企画書に記載することも可能です。採択通知後の契約交渉において確認・検討いたします。
14	経理処理(積算)ガイドライン	P.29	④-1再委託先	「提案法人と現在利害関係を有する個人、法人、に再委託することはできません。」とあるが、ビジネスパートナーに予定している企業は再委託先として認められるか。	提案の製品・技術の現地ビジネスに関連して、現時点で契約関係にある、あるいは本事業実施期間中において契約を予定している現地法人・個人は、再委託先として認められません。

質問受付締切:6月1日(金)17時まで

No.	該当資料	該当頁	該当項目	質問	回答
15	別添4 本邦受入活動ガイドライン	P.1	2. (2)本邦受入活動の対象者	本邦受入活動の招聘者として、実施対象国で活動しているドナー(国連機関、地域開発銀行等)所属者を含めることは可能か。原則、相手国実施機関または政府関係機関に所属する者が招聘対象者となっているが、ドナー所属者も政府関係者として含めることは可能か。	本邦受入活動では、当該人材の来日が相手国政府によって了承されており、かつ、必要性や人材や人数の妥当性がJICAが認める場合のみ、政府関係者以外(民間関係者等)の受入れも可能となります。公示資料「FAQ(よくある質問と回答)」のNo.45も併せてご確認ください。
16	経理処理(積算)ガイドライン	P.19	4. (3) 2)-1 ② 現地工事費	現地工事費に関し、『現地での機材組み立て・据え付け・製造・試運転等を目的として、提案法人が雇用する技術者を派遣する必要がある場合は、「現地工事費」に、旅費や労務費を計上することが可能です』とあるが、提案法人が雇用する技術者を派遣して行う特定技術による施工の管理業務に係る費用(旅費、労務費)も計上可能か。	施工管理業務は、原則として、「機材組み立て・据え付け・製造・試運転等」には該当せず、普及促進にかかる業務それ自体であり、そのため、現地工事費としての計上対象ではなく、業務従事者が担当すべき業務となります。そのため、施工管理業務従事者の経費は、人件費、旅費の対象となりますが、その従事者が「提案法人が雇用する技術者」である場合は、人件費は計上不可となり、旅費のみ計上可となります。なお、施工管理業務か、「現地での機材組み立て・据え付け・製造・試運転等」に該当するかは、契約交渉で確認する事項となります。
17	募集要項	P.4	(2)その他の要件.イ	提案法人と共同提案法人の2者で応募する場合は「共同企業体」という位置づけとなるのか。その場合、様式5「企画競争申込書」には「共同企業体結成届」を作成し添付する必要があるか。	提案法人と共同提案法人の2者でご応募される場合は「共同企業体」という位置づけとなります。様式5の「提案法人」「共同提案法人」をもって共同提案を確認しますので、別途「共同企業体結成届」を作成・添付する必要はありません。
18	募集要項およびチェックリスト	P.8	(3)応募書類オ.財務諸表およびチェックリスト	財務諸表の提出について、チェックリストには「代表法人のみ」との記載があるものの募集要項には「代表法人のみ」との記載がないが、代表法人のみで良いか。	代表法人のみで結構です。